

令和元年度 第2回入札等監視委員会議事概要

- 【開催日時】 令和元年11月22日（金）
【開催場所】 河内長野市役所4階入札室
【出席者】 （委員）3名
 （市） 契約検査課長、契約検査課職員2名
 その他各案件の担当課職員
【議事概要】 下記のとおり

1. 開会あいさつ（契約検査課長）

本日は、委員長並びに委員お二人におかれましては、お忙しいところ本市入札等監視委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、建設工事、委託業務及び物品購入における入札、見積徴取、そして契約に至る一連の事務にあつては、常に高いコンプライアンス意識が要求されるところでございまして、本市におきましても関係職員は公正かつ厳格な事務の遂行を心がけているところでございます。

しかしながら、未だ不正は各地で横行しており、なかでも大きなニュースとなりました関西電力と原発誘致を巡る福井県高浜町元助役との多額な金品授受の癒着については関西電力内部に留まらず、関係者に広がりを見せている状況でございます。

また、兵庫県赤穂市での橋の修繕工事を巡る加重収賄事件や東京都武蔵村山市の街路樹の管理業務を巡る贈収賄事件、富山県富山市の道路補修工事の随意契約を巡る官製談合事件、さらに、群馬県高崎市での劇場照明備品を巡る官製談合、競売入札妨害事件は耳に新しいところでございます。公共事業の入札契約をめぐる事件はこのほかにもあとを絶つことなく伝えられております。

これまで本市におきましては、当委員会の委員の皆様のお力添えによりまして、入札、契約事務の改善が図られ、不適切な事態は皆無であると自負しておりますが、さらに改善を務めてまいる所存でございます。

最後になりますが、本日の委員会におきましても、皆様からの忌憚のないご意見、ご助言を頂きますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

2. 報告事項

（1）入札の状況について

平成31年4月から令和元年8月までの入札状況（方式・件数・落札率等）について報告した。

(2) 指名停止措置について

平成31年4月から令和元年8月までに対象となった指名停止案件4件について、停止事由及び停止期間の報告をした。

3. 案件審議

事前に抽出された5件(工事3件、業務1件、物品1件)について、はじめに事務局から概要(入札の方法、落札者の決定等)を説明し、続いて今回の案件を抽出した担当委員から簡単に抽出理由を説明したのちに、各委員による審査がおこなわれた。

なお、案件は次のとおり。

案件1 市立三日市小学校外2校空調設備整備工事

(担当課:教育総務課)

(1) 抽出理由

工事の中で金額が大きいというところと、参加4社で2社無効でくじにもなっていないというところからその理由を聞きたく抽出しました。

(2) 主な質問及び回答

(質問)

無効になった理由はどういうことが理由ですか。

(回答)

今回この日に同じ空調の入札が3件ありました。これが3件目で最後の案件でして、いずれの案件も4社が参加したのですが、本市の内規で市外業者は年に1回1本しか取れないこと、また、同じ公告日の案件は1本しか取れないという2つのルールがあり、手持制限及び取りぬけといいますが、これにより先の案件で2社が落札し、以後無効となり、残る2社がそれぞれ別の価格を入れていた結果です。

(質問)

事前審査資料の15、16、17番の工事が同じ公告日になっているのか。

(回答)

そうです。

(質問)

つまり柳生設備とダイクウと城陽ダイキン空調の3社がひとつずつ取ったということか。

(回答)

そうです。基本的には金額の大きい案件から順番に入札をしていますので1件目を城陽ダイキン空調が取り、2件目をダイクウが取り、2社残ったのですが、

1社が最低制限価格で札を入れ、もう1社が少し高い価格を入れた結果、柳生設備が落札したということです。

(質問)

同時期に同様の空調設備を9小学校に設置するという工事ですが、どういう風に分けてこの組み合わせになったのか、おそらくまとめて買えば安いだらうというところを、なぜそれを3件に分割したのか理由がありましたら教えていただきたい。また、場所が近いということで分割しているのか。

(回答)

そうです。基本的には場所が近いというのが大きな理由で、あとは規模のバランスとかを勘案して学校を組み合わせています。

(質問)

事前資料を見ると、4月に入札した3番と4番も同様な案件が、これもそういう意味で同様の経過で発注したのですか。

(回答)

そうです。確かに言われるとおりの数量をまとめれば安くなるという考えもあるのですが、特に学校の工事の場合、夏休みの間にあらかじめ片づけてしまわないといけないという期間的な制約があり、その期間に終われるくらいの規模に分割するという理由もあります。

(質問)

市の政策としては、今年度中に小学校の空調設備を整えたいという計画があったのか。

(回答)

そうです。

(質問)

この案件でみると空調設備の新設が56室、改修が1室で、単純にこの値段では、非常にエアコンがお高い気がするが、他の衛生設備なども一緒に取り込まれているのですか。

(回答)

基本的には学校教室内の空調設備が主ですが、やはり空調設備を1校あたり28室又は14室に設置しますと、電気容量がかなり増えてしまい、現状の電気設備では容量が足りないところもあり、それに伴う電気室の改修が大きく含まれます。たとえばトランスの交換など電気容量を増やす工事も一緒にしております。また、配線、配管も教室から屋上まで延長があるなど、学校ごとに様々なケースがありますので、それが価格に大きく反映しています。

(質問)

工種の冷暖房衛生設備等工事とは、どのようなものか。

(回答)

冷暖房衛生設備等という工種名ですが、冷暖房設備、衛生設備をひとくくりにした本市の登録工種名で、今回の工事は、主に冷暖房設備の工事になります。

(質疑)

無効になっている2社は、この無効の理由として市外業者の受注は年間で1本だけという手持制限と、同一の公告日で1本だけという取り扱ひのどちらに起因するのか。

ダイクウと城陽ダイキン空調は、この日に先にとっているからか。

(回答)

ご存知のとおり同一公告日では1件だけが受注可能です。また、別に市外業者に限って同一年度中に1件だけとなります。たとえば、別の日に同じような空調設備工事の入札があり、再び城陽ダイキンが参加した時には失格となります。今回の場合は、同一公表日の入札で先の工事を取ったため無効となっています。

(質問)

例えば、同種の工事が3件あるとき、公告日を変えて公表することはないのか。

(回答)

市外業者については、公表日を変えても手持制限によりふたつは取れない。

(質問)

市内業者は参加していないのか。

(回答)

市内業者の参加はありません。

(質問)

規模などを考慮して工事を分割しているが、夏休み期間という制約があっても、例えば公告日を変えるなどすることで、この規模でどうかは解らないが、同業者であれば有利な価格で施工が可能ではないかと思うが。

(回答)

このルールのは、参加業者に出来るだけ受注機会を与えるもので、市外業者はどの工事でも年度内に1件としています。そのうえで、市内、市外とも同一公表日の案件の受注は1件としています。

(質問)

公告日は、どのように決めるのか。これとこれは同じ日にするとか勘案するのか。また、先ほど委員長が質問した事前資料の3番と4番も同じ空調設備工事だが、入札日がひと月早いのはどういう理由か。

(回答)

担当課の発注計画に基づく依頼により、月1回のペースで公表し、入札をして契約するパターンになっている。担当課の積算の準備や学校との調整などが整っ

た案件から順番に発注の依頼がされている。

また、元々同一公告日の工事の受注は1件のみというのは、出来るだけ多くの業者に受注してもらいたいという趣旨から始まっていますが、もうひとつ理由があります。ひとつの工事には現場代理人と主任又は監理技術者を必ずつけないといけないのですが、会社によっては、1個取ってしまうとそれだけで人がいないというような会社もあります。それで、1件を限度としているところもあります。

なお、公告日をもっと増やしたらどうかというご提案ですが、内規で第一金曜日と第二金曜日に発注するとしていることと、契約事務のスムーズな遂行ということがあります。

たとえば、電子入札の場合では、前1週間、後1週間は公告の準備の決裁など、入札が済んでからは事後審査などいろいろ手続きがあり、ほぼ3週が動きのとれない状況になることから月1回のペースとしています。担当課も積算して、発注依頼の準備をするのは、やはり、人員の関係もあり月に1、2本が精いっぱいといったところで、なかなかコンスタントに発注ができないところです。

(質問)

公表日を分けるというのも一つメリットではないかと思う。安く入れてもらえる業者がいながら無効になり、その結果落札金額が契約高くなっていないかの懸念がある。たぶん公告日を分けても、そんなに何件も受注できる市内業者はいないかもしれませんが、その可能性もあるのではないか。

(回答)

確かにご質問のように、このルールではそういう懸念もありますが、逆に1、2社しか入札に応じてくれない案件というのもあります。たとえば、冬場の河川工事などは、先に別の工事を落札すると、参加者がなくなり不調になるケースもあります。

このご意見については、今後に十分な検討をさせていただきます。

(質問)

EHPとGHPはどういった違いがあるのか。

(回答)

EHPというのは、電気を使って空調機を運転するもので、GHPはガスで運転するものです。天見小学校のみガスの空調機を使わせていただいています。

(質問)

値段的にどちらが高いのか。

(回答)

イニシャルコストとランニングコストのトータルで比べると結局同じくらいになります。

(質問)

電気を使っているところと、ガスを使っているところとで、何か不都合が生じるということは全くないのか。

(回答)

不都合というものは無いのですが、例えば、停電になってしまうとEHPは使えないがGHPだと使えるとかはあるのですが、それが不都合というかどうかです。

(質問)

しかし、停電になればガス式も電気を使っているので使えないのでは。

(回答)

GHPは室内機が動くだけの電気さえあればいいので、非常用発電機があれば対応ができるといったところで、どちらがいい悪いではないのですけれども。

(質問)

あえて二つの種類を市として発注しているということなのか、それともたまたまEHP、GHPがあるだけのことか。

(回答)

河内長野市として、ここはEHPが、ここはGHPが効率的で最適かを検討して整備をしています。

(質問)

市立小学校には、空調設備はこれで全部に整備されたのか。

(回答)

小学校普通教室につきましては、全て空調設備は整備されました。

(質問)

それで、EHPとGHPの割合はどのくらいか。

(回答)

ほとんどがEHPで、小学校13校のうちGHPは3校のみです。

(質問)

GHPを採用した学校は、大阪ガスや河内長野ガスとなにか関連はあるのか。

(回答)

関連といいますと、どうお答えすればいいですか。

(質問)

こちらの学校は大阪ガスを使い、こちらの学校は河内長野ガスを使うという風な分け方というか、制約みたいなものはあるのか。

(回答)

いずれの学校も既に大阪ガス或いは河内長野ガスを理科室や家庭科室で使っていますので、現状に即して、使用しているガスの配給業者のGHPを採用しています。改めてガスの供給を受けたのではなく、ガス管も現状引いてあるガス管

から分岐しています。

(質問)

もともとGHPを採用した学校には、GHPを増設しているということか。

(回答)

既にGHPを使っている教室があつて、それでGHPにしたということもあるのですが、ただ、単純に現状がGHPだからというわけではなくて、教室数とか規模とかを踏まえて、GHPの空調が適切と判断して整備しています。

(質問)

EHPとGHPの二種類を採用したほうが何かメリットがあるのか。特にそういうわけではないのですか。

(回答)

特にそういうわけではないです。

(質問)

この空調設備工事の入札結果で、今回の案件を含め、事前資料の3番、4番、15番そして16番の工事が全部90%の落札率になっているのは偶然ですか。

(回答)

これは、最低制限価格が全て90%で設定されたからです。

(質問)

下値で張りついたということですね。

(回答)

最低制限価格で落札されました。最低制限価格を出す計算式に基づき算出をしていますが、その掛率が90%を越えた場合一律90%という設定にしています。計算して85%とか86%になればその掛率で設定します。

(質問)

中学校はまだ空調設備の整備は残っているのか。

(回答)

中学校は、昨年度に全校すべて整備されました。

(質問)

市立小、中学校についてはもうこれで全て終わったということか。

(回答)

普通教室については、全て設置は完了しました。

案件2 市立長野小学校外1校ブロック塀改修工事

(担当課：教育総務課)

(1) 抽出理由

金額は、大きくはないのですが、参加者は2社しかなく1社が無効になってい

て、かつ、くじになっていないというところで抽出した。

(2) 主な質問及び回答

(質問)

1 社無効の理由は、谷組が同一公告日の案件を取っているからか。

(回答)

これは、事前審査の段階で出された書類に不備があったため無効としました。

(質問)

具体的にどんな不備か。

(回答)

入札書に申請書と金額の内訳書を添付するのですが、その金額の内訳書の書き間違いがあり、無効としました。

(質問)

訂正の機会を与えないのか。

(回答)

紙入札と同様で、電子入札システムに送信した時点で、入札箱へ投函した書類となり、投函後の訂正、取消しはできません。

この案件は人気がなく、2社しか応札がなかったのは事実で、一ヶ月前に一度入札にかけて不調となり、今回、登録業種の条件を広げて再度、入札にかけたものです。

前回の登録業種は建築一式工事でしたが、今回は建築又は土木のとび・土工・コンクリート工事を加えました。

(質問)

入札参加資格条件の市内業者というのは、かなり制約がかかる部分であるが、これは市内の業者には一定の受注機会を与えて事業の存続を保障するような意図があるのか。また、そういう市の政策ということか。

(回答)

要綱などには市内業者で可能な工事については、可能な限り市内業者に発注するというような文言があり、また、選定要綱などにも同様に謳われています。したがって、可能な限りチャンスを与えるということです。そのうえで、市内業者が誰も参加しないという案件は市外業者に発注するということもあります。

ただし、発注規模が非常に大きいとか、特殊な技術を必要とする工事などで、市内業者の参加者がそもそも見込めないものは、最初から市外業者に発注するようにしています。

(質問)

この案件が、仮にもう1回度不調になれば、市外業者に発注ということか。

(回答)

これで再び不調になれば、市外業者に発注するか、或るいは設計、積算に問題がないかをさらに検討するかのふたつになりますが、いづれにしても一度担当課の意見も聞き、なぜ入札に参加しないのか、いろいろな情報を得て検討したうえで決めることとなります。

(質問)

入札に参加しない理由の情報はどのようにして得るのか。直接、業者に聞くのか。

(回答)

例えば、参加資格があるのに参加されていない業者さんに事情を聞いたりはします。ここの施工が難しいとか、この材料は一般的には流通していないので購入ができないなどの情報を得て、そのあたりを変更して再度発注するとか、また、数量や計算方法が間違っているのではとのご指摘があれば、設計、積算を見直すこともあります。

(質問)

例えばこの案件の場合、ここに書かれている設計金額や予定価格或いは最低制限価格については事前公表されているので、最低制限価格をもう少し上げることにはできないと思うのですが、例えば、入札した時に最低制限価格でなく、この業者さんがこれを相当上回る金額で入札した場合もその金額で落札するのか。

(回答)

予定価格と、最低制限価格の間の金額であれば問題はありません。

また、上限の設計金額と予定価格も公表しているので、業者の見積金額がどう見積もってもこれ以上のものなら、誰も入札には参加してこないという形になります。

(質問)

事前に公表がされると、入札に参加する側、業者の方も、入札金額に目途がたつので予定価格などを聞き出そうとする働きかけというものは少なくなるように感じるが、もし縁のある業者たちが組んで、今回はあなたのところで次はわたしのところと話し合い、さらに入札金額も最低制限価格を大きく上回るように引き上げるといったことも可能ではないか。

(回答)

誰が参加するかはわかりません。ただし、全社に声をかければ別ですけども。

(質問)

そういうこともあり得ますね。

(回答)

内規では、電子入札に参加できる業者数が8社以上になるよう参加条件を決められていますから、最低でも8社以上が誰かはわからないが参加してくる可能性があるということです。

(質問)

長野小学校のブロック塀の撤去延長が9.4mで、目隠しフェンスの新設が5.1m、すると残りの3.3mはどうなのか。

(回答)

基本的には、塀を撤去した後にメッシュフェンス又は目隠しフェンスを設置しているのですが、一部、民地とのかねあいがあるところと隣家のブロック塀が接しているところがあり、そこは撤去のみとしています。また、一部に撤去のみのところもあります。

(質問)

高槻市でブロック塀が地震で倒れて、死亡事故が発生しましたが、この工事はそういう危険性のあるブロック塀を撤去して、新たにもっと軽いものにしようとするものか。

(回答)

今回の工事は、まさにそういった内容で、新しいブロック塀は建てずに、目隠しフェンスなどに取り換えています。そのため高さも制限され、かなり低くなっていますが、重量の面では、かなり軽減されています。

(質問)

小学校・中学校に限っても、まだ改修が必要なブロック塀はたくさんあるのか。

(回答)

市の施設にあつて、危険性のあるものはすべて改修して安全確保はできています。高さが基準以上とか、後ろに控えがないというものも今回の工事で改修しており、ブロック塀として残っているものは、安全性が確保されているものです。

高槻市の事故でブロック塀を改修しようとした矢先に、今年の台風で多くのフェンスに被害が出たことが重なり、フェンスの設置業者の手配がつかず、入札の参加を見送ったという状況もありました。

(質問)

確かに今年の台風の被害は甚大で、一般家庭でも修理業者がなく、半年、一年待たされていますが、この案件の工事は、特に痛みが激しいとか、或いは最新の基準に適合しないというのではなく、基本的には老朽化による改修ということか。

(回答)

ブロック塀の老朽化及び高さが基準に適合しないための改修を目的としています。

案件3 市道野作赤峯下里線配水管布設替工事(第2工区)

(水道課)

(1) 抽出理由

水道工事の中で、最も金額が最も大きかったので抽出した。

(2) 主な質問及び回答

(質問)

これは案件2と同じ業者か。

(回答)

そうです。

(質問)

この入札日は8月1日ですが、これが7月3日なら無効になるのか。

(回答)

同じ公告日だったら取り抜けて無効になる。どちらか一方だけになります。

(質問)

工種が全然違っていてもか。

(回答)

同じ公告日の入札は金額の大きい順に開札をするので、もしこの案件が前の案件と同日であれば、規模が大きいこの案件を先にとってしまうという話になり、前のブロック塀の工事の開札では、1社は書類不備で無効、1社は取りぬけで無効となって不調という結果になる可能性はありました。

(質問)

金額の大きい方が先か。

(回答)

そうです、金額の大きい方から順番に開札をしていきます。小さい方から順に開札してもいいのですが、そうすると色々と不都合があります。

(質問)

12社とも同金額で、しかも底値でくじになっている。最低制限価格を設定したことは、市にとっては有利な結果だと思う。最低制限価格を事前公表して、それで受注する側も利益が見込めるという風にうまくマッチしたものだと思う。

この布設替工事というのは、住宅用のものか。それとも別のものですか。前にあったものを付け替えるということか。

(回答)

今まであった管の老朽化に伴う取り換えです。

(質問)

最近塩化ビニル製で非常に品質や強度の高いものを使っていると聞くのですが、過去に布設したものはなにかしら老朽化しているということか。

(回答)

管種が古いとか、継手のところが耐震になっていないことです。

(質問)

耐震とは。

(回答)

地震の時に継手が外れやすいとか、衝撃に弱いとかいうものを一番新しい管に入れ替えています。

(質問)

以前に新聞にも載っていたが、全国的に既に寿命というか耐久年数がきているものがかなりの量埋設されている。これに対する負担費用は相当掛かるとテレビで見たことがあるが、河内長野市もそういう状況にあるのか。

(回答)

まさにそういうことです。

(質問)

どのくらい延長があるかは知りませんが、この案件の延長、規模でこの金額ですから、市全域となると大変な費用だと思うが。

(回答)

古い下水道管を入替えるところは、その時に一緒に水道管も入替えたりしています。あと、先行して入れ替えるところは、例えば大きな病院があるとか、避難所があるというように災害時に必要な施設へいくルートから順に入れ替えているようです。このD I P-G X管というのは、鋳鉄製で地震時にある程度振動を吸収するようなもので、H I V P管というのも塩化ビニル製でこれもある程度振動を吸収するものです。地震でも大丈夫というものを使っています。

(質問)

この業者が12社でくじをして落札しているが、5月に下水道工事、7月に建築工事と順調にくじで落札しているのは、くじ運ということか。

(回答)

こればかりは、くじなのでどうしようもないです。

(質問)

このような布設替工事の予算は、どれくらい取っているのか。

(回答)

具体的な数字は覚えてないのですが、年間何kmするならこれくらいが必要だと計上して、毎年執行しています。しかし、現状は年に数%でなかなか進んでいません。

(質問)

他の自治体でも、これが今大きなネックになっていると聞くが。

(回答)

50年60年で入れ替えようとしても年に2%程度の入れ替えでは、先の見え

ない話です。

(質問)

年間2%で単純に50年ですが、例えばその途中で、予定外の所が老朽化で壊れたというようなことがあった場合は先にしなければいけないのか。

(回答)

先に漏水などがあった場合は、突発修繕という形で先にしている。また、重要路線から順番に手を付けていっているが、現在、使用しているものは耐震性がすぐれていて、100年もつであろうという管を入れ替えている。

(質問)

コンピューターか何かで予測して100年といっても、実際は100年もつかどうかわからないのでは。

(回答)

確かに100年前に入れている訳ではないので。

(質問)

気の遠くなる話だが、大切な水のことなので。

(回答)

逆に上手に使って耐用年数より長くもたせれば、それはそれだけ利益になります。東京の水道局は、古いものを上手に使ってお金残していますし、大阪市の水道料金が安いのもそういう理屈で、維持管理を上手く行うことが大事な要素です。

(質問)

年に2%とは、距離にしてどのくらいか。

(回答)

全体で550kmくらいで、その2%ですから10kmくらいです。そこから考えるとお金もそれなりにかかっています。

(質問)

先ほど言われたように途中で何かトラブルがあり、急きよしなければならぬ時は、そこだけではなくその付近もこれに替えていくのか。

(回答)

実際漏れたらその部分だけを先に補修しています。水をすぐに通さないといけないのでまずそうして、全体的に左右が古いのであれば次年度にまた計画を立てるといった形で進めています。

(質問)

その周辺もしなければならぬとなれば、そこをもう一度翌年にしなければならぬのか。

(回答)

そうなります。とりあえず水を通さないといけませんので。

(質問)

このような工事を最低制限価格で業者が入札してくるというのはどういう理由か。低くてもやりたいということか、水道の積算基準によって積算していると思うが、積算が実際より高いということか、それとも安くてもやりたいという業者がたくさんいるということか、そのあたりはどのように考えているのか。

(回答)

金額が大きいことと、工種自体もあまり難しくない。先ほどのように工種が多岐にわたるのに小さい金額のものと比べたら、毎日の作業が同じことの繰り返しの方が業者もやりやすいのかもしれない。

また、積算は国の基準に基づいて行っていて、業者には一定の利益が出るように積算基準を立てているから、利益は見込めます。

最低制限価格の決め方も国の基準に基づいて算出していて、それを下まわると弊害が出る可能性があるというところで算定されているので、一定の利益は見込める額になっています。もっと下げられるのではという議論もありますが、ダンピングに走り、品質が低下することもあります。また、市内での雇用、労働環境の向上ということもありますので、本市ではこういう決め方をしております。予定価格と最低制限価格は国の基準に基づいて行っているという事で、こういう結果になっているのかもしれない。

(質問)

別に積算がおかしいと言っているわけではなく、単純に国の基準そのものが実際より高いのではないかと感じたまでです。

(回答)

大口工事を一件取れば、ほぼ一年従業員はそこで仕事があると言いますので、遊ばせておくリスクを考えると底値でもいいのかというところですか。厳密にいうと国の基準も我々の元に積算の情報が届くまで時間がかかるので、実勢より高い時もありますが、逆に実勢より低い時もあるので、それは何とも言えないところですか。

案件4 河内長野市学校給食調理等業務

(教育指導課)

(1) 抽出理由

指名競争入札がこの一件だけだったという事と、金額も5年で7億9,000万円(長期継続契約)と大きかったので抽出した。

(2) 主な質問及び回答

(質問)

この案件で最低制限価格を設けない理由というのは何かあるのか。

(回答)

本市の場合、最低制限価格を設けているのは、工事と設計等の業務委託で、このような業種の業務委託については、最低制限価格は設けておりません。

(質問)

1年にすると約1億2,000万ぐらいですね。河内長野市の学校給食センターはどこにあるのですか。

(回答)

庁舎の西方に赤峰という小高い地域がり、そこに照明施設のある市民グラウンドがありまして、その前の道を挟んだ向かい側にあります。

(質問)

ここで市内の全小、中学校の給食を作っているのか。小学校は13校全部配るけど、中学校は7校150食しかないですが、中学校は基本的に自由なのか。

(回答)

選択性を採用しています。

(質問)

選択性とは。

(回答)

申込者だけの給食です。

(質問)

自分が食べるものだからお金がいるかと思うのですが、お金は無料ですか、それとも給食代が必要なのか。

(回答)

材料費相当だけ保護者から徴収します。

(質問)

小学生と中学生とでは内容が違うのですか。

(回答)

中学生は小学生の高学年の1.3倍量を提供していますので、費用もその分少しだけ高く設定しています。

(質問)

だんだん少子化が進み、子どもが少なくなってきたら、配送費用は変わらないと思うが、作る量が少なくなってきた場合も、これで落札しているから5年間は同じ金額でいくのか。

(回答)

児童数の減少によって委託料を変更することはないです。

(質問)

減額はしないのか。

(回答)

長いスパンで見ると児童数はかなり減っていますが、5年間の契約の期間の中では大きな変動はないと考えます。ただ、他市に比べると多少減り幅が大きいかもしれません。

(質問)

どのくらい生徒数は減っているのか。

(回答)

給食センターができて35年ほど経ちますが、最大時は9,000食近く調理していましたが、現在は5,100食です。これには教職員も含んでいます。

(質問)

中学生の150食ですが、中学校の生徒数はどれくらいか。

(回答)

現在、2,600名くらいです。

(質問)

2,600名のうちで僅か150食か。

(回答)

5%程度しか給食をとっていません。

(質問)

皆お弁当を持ってくるのか。なぜ給食を食べないのか。

(回答)

生徒にアンケート取りますと9割が保護者の作るお弁当がいいと回答しています。保護者は好きなものを入れてくれるという声も一部にありますが、中学生はお昼休みの時間が短いので、お弁当を決まった所に取りに行き、返しに行くという時間的な余裕がないのかもしれない。

また、中学校では現在、お弁当給食で、冷たい給食を提供しています。このことも喫食率の低い原因のひとつだと思います。

(質問)

小学校の給食は温かいのか。

(回答)

大きな保温食缶に入れて運び、各教室で取り分けるので、ある程度温かい状態です。

(質問)

何かで見ましたが、学校ごとに給食を調理するとの話はあるのか。

(回答)

自校方式というもので、実際にその方式を採用している市町村もあります。学校施設の中に調理施設を備えるため調理風景を身近に児童が見ることもでき、調

理員と児童の距離も近づくことで、食べ残しも減るようです。なにより、配送の手間が省けるというメリットもありますが、逆に費用は相当掛かります。

(質問)

この業務は最低制限価格なしですが、他の入札参加業者に比べて、落札した業者が格段に低い価格であるが、この5年間に河内長野市で給食を提供する業務が適正に履行されたかの評価はするのかわ。たとえば、工事ですと工事成績や完成検査などで評価をみるのですが。

(回答)

今のところ評価をすることまでは考えてないが、ただ、業務の内容自体はそれなり関係法令でかなり厳しく縛られていますので、その辺は問題が起りにくいというのがひとつ、業者選定をする際に、給食に登録している業者が40社あるのですが、そのうち学校給食で実績のある業者29社にアンケート調査を行い、参加条件にあるように1,000食以上の実績があるか、営業停止などの処分は受けていないか、これだけの人数で従事してもらうとか、また、必要な配送車の台数確保は大丈夫かなどといったことを調査したうえで、条件に適った業者を指名していますので、無謀な価格で履行不能になるリスクはないと考えます。もちろんアンケート調査だけでなく、契約時には履行実績のある自治体からの履行証明や保健所からの営業停止処分を受けてないことの証明書などを提出させ確認しています。これらのことで業者の評価に変えています。

(質問)

入札に至るまでにいろいろな調査など重ねていたということか。また、4月からこの給食業者が変わるのかわ。

(回答)

そうです。今まで委託していた業者とは変わります。

(質問)

現在の業者とも5年の契約であったのかわ。

(回答)

5年ごとの契約ですが、何回か続けて受注していました。

(質問)

現在の業者も今回の指名競争入札に参加していたのかわ。

(回答)

参加しましたが価格で2番手になりました。入札の条件として現在今働いている従業員をできるだけ雇用してほしいと要望もして、業務の履行に著しい変化がないようにしました。完全に刷新した方がいいのかわかもしれませんが、やはりある程度経験者がいないとスムーズに移行はできないと考えます。

(質問)

最近では、人数の確保が直ちにできないのではないか。

(回答)

そうです。朝も早いうえ、衛生管理が厳しくハードな仕事です。

(質問)

現在の業者が続けてやる方がコスト的にも何かと有利だと思われるが、今回の業者の方が格安になるというのは気になるが、予定価格の795,000,000円で入れられているところもある中で、2億円近く年間でいうと4千万円近く安い金額でできるというのは、それでクオリティは確保されるのだろうかと素人目には思う。まあ、安い方がいいのですが。2番手と比べても4千万円近く違う、まして2番手が現在の業者となると、そのクオリティを年間でいうと700万円安くしても保てるものか。

(回答)

その辺は、日々チェックしていくことになります。今回の業者につきましては、近隣の泉南市で3600食ぐらい毎日調理している実績があり、現在の業者から劣るとことはないと思います。ただ、先ほどご質問がありましたように、現在の業者が過去7回続けて35年間ずっと河内長野市で調理をしております、今回初めて業者が変わります。我々も経験の足りない部分もありますので、新しい業者が誠実に安心安全に調理できることを見届けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(質問)

今回、強引に取りにきたということなのか。

(回答)

コック食品が、南河内地域の業務拡大に相当力を入れているようで、そういうところが今回の入札にも大きく反映されたものかと推測します。

(質問)

今のところ特に問題は発生していないのか。

(回答)

現在、まだ準備期間中で、内容の打合せとか引き継ぎとかを行っています。

(質問)

履行期間は令和2年4月からという事ですが、それまでにもし営業停止とかがあった場合は、どうするのか。

(回答)

契約するまでの期間であれば解除となりますが、すでに契約は締結されているので、解除の条件にはあたりません。

契約までの期間、すなわち入札で落札候補者となってから契約するまでの間に、そういう不都合が起こった場合は、無効となると入札要綱に書かれています。

案件5 高規格救急自動車

(警防課)

(1) 抽出理由

物品購入の中で、特に落札率が高かったもので、かつ、参加数も少なかったというところが気になり抽出した。

(2) 主な質問及び回答

(質問)

審査資料の備考欄に予定価格は非公表と注釈されているが、この資料の予定価格とは違うのか。

(回答)

この予定価格ですが、他の工事や業務の案件は入札の事前又は事後に公表するのですが、物品購入の場合は、事前も事後も公表しないこととしています。

(質問)

そうしますと、参加業者は、入札時にこの予定価格の金額については知らないということか。それなのに、100%に近い落札率であるというのは、あまりにもすばらしい見積り能力を持っているのか、或いは、市の方からこれくらいになるだろうという話をしているのか、この点の関係性はいかがですか。事前に予定価格が漏れているということはないのか。

(回答)

事前に漏れているということは、一切ありません。ただ、積算をするうえで何社かからの見積りを参考にして決めていますので、ある程度、先方も類推ができるということと、3社の入札金額も10万円単位で入れられていることから、偶然近い金額での落札となったものと考えます。決してこちらから類推されるような情報を出すことはありません。

(質問)

トヨタ製の他にも高規格準処救急自動車というのはあるのか。

(回答)

日本国内で、救急車というのは、現在、トヨタ自動車と日産自動車の2社が製造していて、河内長野市においては、すべてトヨタ製になっています。トヨタのハイエースがベースになっています。

(質問)

トヨタ製でも、日産製でもいいのだが、基本的には運転する人にとっては同じ会社の車の方が運転しやすいとは思いますが、トヨタ製ばかりになれば、なあなあの世界になっていないのか、金額からみてもちょっと疑問に思う。

(回答)

日産製の救急車は、ここ数年製造してなく、去年くらいから日産がキャラバン

という車体をベースにした救急車を製造し始めたという経過があり、その間に4台の救急車を購入しているのですが、トヨタ製しか選択肢がなかったということです。

(質問)

高規格救急車というのは、通称走る病院といわれるものか。医者は乗っていないのか。

(回答)

医者は乗っていません。乗るのは、消防署で勤務している救急隊員と救命救急士です。

(質問)

ドクターカーといわれるものではないのか。

(回答)

そうです、ドクターカーではありません。

(質問)

今回の入札の対象は、自動車本体であり、装備品を別に取り付けるという内容なのか。

(回答)

そうです。搭載する装備品と救急車本体を別々に購入しています。この案件は、基本的には車体本体です。ただし、標準装備として、赤色灯やストレッチャーや吸引器や人工呼吸器や基本的な装備が付いていますが、それもある程度こちらから選択できるようになっていて、救急車と一緒に購入するか、又は、別に購入するかをメンテナンスのことや金額面を考えて選択しています。

(質問)

入札と関係ないのですが、救急車の稼働率というのはどのくらいなのか。

(回答)

稼働率というと難しいのですが、河内長野市で、現在、4隊の救急隊がありまして、年間の出動件数が約5,500件あります。

(質問)

例えば、救急車を病院のタクシー代りに使うというようなこともあるのか。

(回答)

ないこともないですが、河内長野市に限って言うと比較的そういう用途で使用される方は他市に比べると少ないように思います。あとは、救急隊員からみるとタクシー代わりだと思っても、呼んだ本人はその自覚が全くないので、結果的にそうになってしまう。

(質問)

救急車が救急患者を連れて行く先は、市内の病院になるのか。

(回答)

基本的には市内の救急受入れ病院になりますが、市内で見つからないときは隣接の富田林市や大阪狭山市の病院に搬送します。

(質問)

自分で指定した病院には行けないのか。

(回答)

かかりつけの病院があり、そのカルテやデータがあった方がいい場合もあるので、そのときはそこに優先して搬送することもあります。

(質問)

予定価格の決め方というのは、先ほど見積りを参考にとという話がありましたが、具体的にどうやって見積りをするのか。

(回答)

救急車にかかわらずほとんどの物品では、いくつかの業者から参考見積りを取ります。そこから、価格を決めるのですが、定価でしか出せないという業者もあつたり、また、ある程度値引きをした見積りを出してくれる業者もあつたりしますので、その業者の過去の入札結果から、定価と実際の入札価格との差、パーセンテージなどを鑑みて、そこから勘案して決めています。

(質問)

何社かのそれを平均してですか。

(回答)

平均という訳ではないです。見積りの一番安いところを出来るだけ採用するようにします。

(質問)

入札に参加している業者も含めて見積りをとるのか。

(回答)

入札に参加する業者をすべて把握している訳ではないので、過去に実績があるところなどから取るようにしています。

(質問)

入札をするから、参考に見積りを出してという感じか。

(回答)

入札にするからとはいいていません。購入を考えているので、見積りを出してくださいというようにいっています。

(質問)

指名競争入札にする際の指名業者との関係は特にないということか。見積りを出した業者を指名して競争入札させるという意味ではないのか。

(回答)

基本的には市の登録業者しか入札に参加はできず、契約するのは登録業者だけです。見積りを取るのもその中で限られます。したがって、そもそも登録もしていない業者に見積りだけ出してほしいといっても、真面に対応してくれないです。まして、これは予算計上の時にとった見積りで、買うか買わないかは定かでないが、来年の予算に計上するので、見積りをもらえますかといってもらったものをベースにしているので、近々入札するので見積りをしてくださいというような話ではないです。

(質問)

入札に参加する業者も見積りを出しているのであれば、なんとなくそこで予定価格が予測出来るのかと。あえて安めに出しておけばこれが予定価格になるだろうという考えは出来るのではないかと。

(回答)

救急車は専門性が高く、扱っている業者はトヨタか日産しかないのですが、例えばトヨタ以外の業者が入札で入れてきたとしても、結局その業者がトヨタに見積りをとって持ってくるという話も聞いたことがあります。

(質問)

モリタ関西支店と関電L&Aが入札に参加しているのですが、これらが扱っているのは、日産かトヨタの自動車か。

(回答)

絶対とは言えないが、おそらくそうなります。車両メーカーでないモリタや関電L&Aはトヨタか日産から車体を買って、その中に機器を取り付けていくということになるかと思います。

(質問)

物品購入には、取りぬけとかいうのはないのか。

(回答)

基本的にはないです。モリタが同公告日の別案件を先に落札していても、次案件で無効にはならないので、同じ日に二つ落札するというケースもあり得ます。

(質問)

入札をするときに、トヨタ自動車製と指定しているのではないかと。

(質問)

同等品可という形での仕様書にしています。

(回答)

落札業者が決まるまでは、実際にどこ製を入れてくるかは確定しないというか作成しました仕様書の条件を満たしていれば、トヨタ自動車製以外でも認めますという形にはしています。同等品申請をしてもらい、担当課で十分に審査をして同等品とするか否かを相手に通知します。

(質問)

それは、当然入札前にするのか。

(回答)

入札期間中です。公告をしてから、札を入れるまでの間です。他の物品でも同等品可としていけば、これは、同等品として認められますかという申請をしてもらっています。

4. 総括（委員長）

令和元年度第2回目の入札監視委員会の会議を無事終わる事が出来ました。本日の内容としては、通常通り案件5件につきまして、それぞれの内容から入札参加資格条件、予定価格、最低制限価格、入札日程等について多岐にわたり職員と委員の皆様のおかげで十分な質疑応答が出来たかと存じます。特に入札業者の選定にあたりましては、質の高い工事や業務等の履行のためリサーチの努力がなされていることと再認識させていただきました。職員の皆様には、通常業務に加えこの委員会のため追加業務が増えるところではございますが、市民の収めた税金がより効率的かつ適正に使用されていくためにこの委員会の運営に今後ともご協力いただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。私からは簡単ですがまとめの話とさせていただきます。ありがとうございました。

5. 閉会のあいさつ（契約検査課長）

本日は、公私ご多忙の中、委員長並びに委員の皆様には、入札等監査委員会にご出席いただき誠にありがとうございました。

さて今年は、9月の台風15号、10月の台風19号と、全国的に大規模な災害が連続して発生いたしました。お陰様で本市においては、甚大な被害は発生しませんでした。自然災害の恐ろしさと堤防に代表される防災施設の重要性、そして、公共事業の在り方について、改めて市民の皆様が考えるきっかけになった災害であったと考えております。

このような中、本日いただきました貴重なご意見を踏まえ、公共工事を初めとする案件の公正な発注のため、入札の適正な実施に万全を期する所存でございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上